

国保だより

国保の届出はお早めに

3月～4月は転出・転入の季節です。

国保に関する届出については、適正な保険料賦課・保険給付のためにも、必ず14日以内に届出をしてください。届出が遅れると、遅って保険料を納めなければなりませんし、適正な給付が受けられない場合があります。



◆国保に入るとき

どんなとき？	持ち物
町外から転入したとき	印鑑・転出証明書
職場の健康保険をやめたとき または任意継続の期間が満了したとき	印鑑・離職票など退職の証明書 または職場の健康保険をやめた証明書
他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれたとき	印鑑・保護者の加入している保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・生活保護廃止（停止）決定通知書
外国人が入るとき	外国人登録証明書（在留期間が1年以上）

※国民健康保険料納付を口座振替で希望の場合は、通帳等口座のわかるものと届出印をお持ちください。

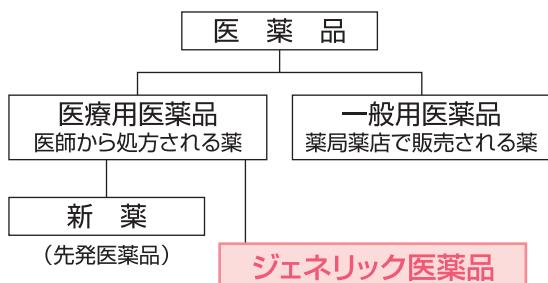
◆国保をやめるとき

どんなとき？	持ち物
町外へ転出するとき	印鑑・保険証
職場の健康保険へ入ったとき	印鑑・国保と新しい健康保険の両方の保険証
他の健康保険の被扶養者になったとき	（新しい保険証が未交付の場合、健康保険加入の証明）
死亡したとき	印鑑・保険証
生活保護を受けることになったとき	印鑑・生活保護開始決定通知書

◆その他

どんなとき？	持ち物
保険証をなくしたとき	印鑑・本人確認できるもの
保険証を汚して使えなくなったとき	印鑑・保険証
就学のため町外に住民票をうつすとき（学）	印鑑・保険証・在学証明書または学生証（コピー可）
就学が終了したとき（卒業・就職等）	（学）の保険証から一般保険証への切り替え手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。
町内で住所が変わったとき	
世帯主や氏名が変わったとき	印鑑・保険証
世帯分離・世帯合併したとき	
退職者医療制度の対象になるとき	年金証書（国保加入の際65歳未満の方で年金を受給される方のみ）

ご存じですか? “ジェネリック医薬品”



● ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは

医薬品は、薬事法により様々な規制が定められており、新薬は、20年から25年間特許に守られ、開発メーカーが独占的に製造販売できます。

特許期間満了後、その有効成分は国民共有の財産となり、他の医薬品メーカーが厚生労働省の承認を得れば、新薬と同じ規制のもと、開発・製造・販売することができます。こうした医薬品の総称が「ジェネリック医薬品」です。※平成9年から品質再評価がなされ、品質管理はより厳しいものとなっています。

● ジェネリック医薬品の選択により、薬代を節約できます。

新薬を開発するには長い時間と多大な費用がかかるのに対し、ジェネリック医薬品の開発期間は3～5年であるため、新薬より価格です。ジェネリック医薬品を選ぶことは、薬代の節約になり、増え続ける国民医療費の節減にもつながります。

● ジェネリック医薬品を希望するときには

①医療機関で処方箋を受け取る。



「後発医薬品への変更不可」という医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更できます。

②薬剤師からジェネリック医薬品の特徴や価格、変更した際の注意点などの説明を受け、薬を選ぶ。



医師や薬剤師に言い出しがいい方は、受付でジェネリック医薬品希望カードを出せば、意思表示することができます。

ジェネリック医薬品希望カードは保険証更新の際に同封しました。また、国保年金係窓口でも配布しています。

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

高額な外来診療を受ける皆さんへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、窓口における支払いが自己負担限度額までとなります。

これまで

高額な外来診療を受け、ひと月の窓口支払い額が世帯の自己負担限度額を超えた場合、あとから保険者に申請することにより自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されていました。

平成24年4月1日から

世帯の自己負担限度額を示す「限度額認定証」を提示することで、ひと月の窓口支払い額が自己負担限度額までとなります。※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。(国保年金係窓口で高額療養費支給申請をし、後日支払った窓口負担額と限度額との差額の給付を受ける)

役場国保年金係の窓口で「認定証」の申請手続きをする
<持ち物> ●「認定証」の交付を受けたい方の保険証 ●印鑑(認印)

病院・薬局などで「認定証」を提示する

ひと月の同一医療機関での医療費は、「認定証」に示された区分の自己負担限度額までの支払いとなります



※ただし、70歳以上の方で、住民税が課税世帯の方は、「高齢受給者証」の提示(後期高齢者医療加入者は「後期高齢者医療保険証」)で同様の対応が受けられます。

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111